

令和2年度 発注者支援業務等 説明資料

[日時] 令和元年12月10日(火)
10時00分～11時30分

[場所] さいたま新都心合同庁舎1号館
2階 講堂



関東地方整備局

<資料構成>

- 【 1 】 令和 2 年度発注者支援業務等の方針 . . . P 2**
- 【 2 】 令和 2 年度発注者支援業務等のポイント . . . P 7**
- 【 3 】 令和 2 年度発注者支援業務等の契約方針 . . . P 21**
- 【 4 】 令和 2 年度発注者支援業務等における要件等 . . . P 25**
- 【 5 】 その他 . . . P 52**

1. 令和2年度発注者支援業務等の方針

1. 「民間競争入札」の導入

- 平成23年度より継続し、令和2年度も引続き、以下に示す業務（発注者支援業務等）においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく民間競争入札」（民間競争入札）により実施する。

<発注者支援業務等>

- ・発注者支援業務

 - 積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務

- ・公物管理補助業務

 - 河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、

 - ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、

 - 道路許認可審査・適正化指導業務

- ・発注者支援業務等

 - 用地補償総合技術業務

1. 令和2年度発注者支援業務等の方針

全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

- 令和2年度発注者支援業務等について、**全て一般競争入札（総合評価落札方式）**で実施

さらなる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成23年度より**民間競争入札及び複数年度契約を導入し継続して実施**

1. 令和2年度発注者支援業務等の方針

2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務等については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、総務省に設置された第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

※令和元年11月27日・・・発注者支援業務等の実施要項決定予定。
<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/hattyu.html>

※民間競争入札を導入した業務については、入札説明書に明示がありますので確認してください。

1. 令和2年度発注者支援業務等の方針

3. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が 負う可能性のある責務等

(1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・「公共サービス法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの。
 - ・正当な理由なく、「法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記③の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

1. 令和2年度発注者支援業務等の方針

【参考資料】

トンネル建設工事受注者が工事監督支援業務受注者に手心もとめた。

国土交通省豊岡河川国道事務所発注の北近畿豊岡自動車道のトンネル建設工事をめぐり、従業員の給与名目で賄賂を渡した疑いがあるとして、贈賄容疑で準大手ゼネコンの40代社員を、収賄容疑で兵庫県養父市のコンサルタント会社の50代社長をそれぞれ逮捕した。

コンサル会社は、同事務所から同自動車道のトンネル工事の設計や監督の支援業務を孫請けで受注しており、国による業務の一部を代行する「みなし公務員」に当たるという。

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

発注業務一覧

		業務名	主な業務内容
民間競争入札により実施する業務	発注者支援業務	積算技術業務	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務支援。
		技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のため、審査資料の作成等の業務の支援。
		工事監督支援業務	工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援。
	公物管理補助業務	河川巡視支援業務	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域(河川区域、河川予定地、河川保全区域)を巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録するとともに、必要な措置を講ずる。
		河川許認可審査支援	河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許可工作物の監督検査、苦情・問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対応等の支援。
		ダム管理支援業務	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援。
		堰・排水機場等管理支援	管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視による点検。
		道路許認可審査・適正化指導業務	各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占有の指導取締り、境界確認申請審査・現地立会い、特殊車両通行の指導取締り等の支援。
	用地補償総合技術業務	用地補償総合技術業務	損失の補償等を要する権利者に対し、公共用地交渉方針の策定を行ったうえで公共用地交渉等を実施し、損失補償の承諾を得る等
	その他発注者を補助する業務	行政事務補助業務	調査設計資料作成業務
用地調査点検等技術業務			土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等に係る進捗状況を確認するための工程管理補助若しくは成果の点検・調製確認又は用地関係資料の作成等を行う業務。
裁決申請等関係資料作成整理等業務			土地等の収用又は使用の裁決申請及び明渡裁決の申立て等に係る資料の作成整理等を行う業務。
災害復旧用地関係資料作成整理等業務			災害復旧事業のための土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に係る資料の作成整理等の業務支援を行う。
工事監督支援業務に準じる業務		施工プロセス検査・施工体制調査業務	施工プロセスの確認、施工体制調査に係る業務。

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

今年度変更される事項（実施要項）

管理技術者の総合評価における判断基準についての変更 R2～

◎地域精通度について、隣接する都道府県について追加。（全業務）

現状(3段階)		変更(5段階)	
区分	配点	区分	配点
① 当該事務所管内における同種又は類似業務実績がある。	5	① 当該事務所管内における同種又は類似業務実績がある。	5
		② 当該事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務実績がある。	4
② 当該整備局管内における同種又は類似業務実績がある。	3	③ 当該整備局管内における同種又は類似業務実績がある。	3
		④ 当該事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務実績がある。	2
③ ①、②以外	0	⑤ ①、②、③、④以外 (④が存在しない場合、④に関する記述は無し)	0

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

近年に変更された主な事項（実施要項）

担当技術者の総合評価における判断基準についての変更 H31～

◎複数の担当技術者を申請した場合、上位1名の評価値とする。

業務区分	変更前(H30まで)	変更後(H31から)
<ul style="list-style-type: none"> ・積算技術業務 ・工事監督支援業務 ・技術審査業務 ・河川巡視支援業務 ・河川許認可審査支援業務 ・堰・排水機場等管理支援業務 ・道路許認可審査・適正化指導業務 	<p>複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価値の平均値とする。</p>	<p>複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ダム管理支援業務 	<p>複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された(「調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務」にもつぱら従事する予定担当技術者を除く)全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。</p>	<p>複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された(「調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務」にもつぱら従事する予定担当技術者を除く)予定担当技術者の上位1名の評価値とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・用地補償総合技術 	<p>複数の予定担当技術者及び予定業務従事者が申請された場合は、すべての予定担当技術者及び予定業務従事者の評価点(①5点又は②0点)の平均値とする。</p>	<p>複数の予定担当技術者及び予定業務従事者が申請された場合は、すべての予定担当技術者及び予定業務従事者の上位1名の評価値とする。</p>

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

近年に変更された主な事項（実施要項）

企業及び管理技術者の実績要件の期間の緩和 H27～

- ◎ 業務実績要件の期間を
過去10年から15年に引き上げ

- 発注者支援業務
- 公物管理補助業務
- 用地補償総合技術業務
- 施工プロセス・施工体制補助業務
- 調査設計資料作成業務
- 用地調査点検等技術業務
- 裁決申請等関係資料作成整理等業務
- 災害復旧用地関係資料作成整理等業務

◆ 令和2年度

- ・ 競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成17年度以降に完了した以下に示す業務（令和元年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。
- ・ 予定管理技術者は、平成17年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和元年度完了予定の業務も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

企業及び管理技術者の実績要件の緩和

H29～

- ・ 発注機関に「文部科学省所管の大学共同利用機関法人」を追加

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

近年に変更された主な事項（実施要項）

管理技術者の実績評価の見直し

➤ 発注者支援業務

H27～

地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）等が
発注した発注者支援業務を類似業務から**同種業務**に引き上げ

同種業務：

国、都道府県、政令市、特殊法人等、**地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）**、
地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事
に関する発注者支援業務

類似業務：

国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、
地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理
補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概
略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

近年に変更された主な事項（実施要項）

管理技術者、担当技術者の資格要件の対象拡大

➤ 河川巡視支援業務

H28～

管理技術者

- 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）
- **国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断）**
- **河川維持管理技術者**（現在は、国土交通省登録技術者資格に含まれる。）
- 1級土木施工管理技士
- 土木学会特別上級土木技術者、同上級土木技術者又は同1級土木技術者
- R C C M又はR C C Mと同等の能力を有するもの（技術士部門と同様の部門に限る）
- 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- 河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者

担当技術者

- 管理技術者の資格要件のほか…
- 技術士補（建設部門）
 - 2級土木施工管理技士
 - 土木学会2級土木技術者
 - 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
 - **河川点検士**（現在は、国土交通省登録技術者資格に含まれる。）
 - 河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

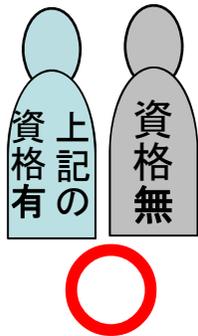
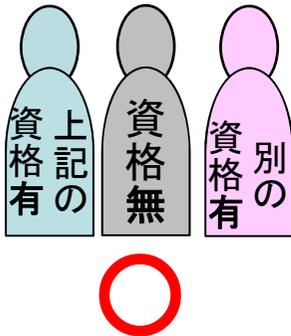
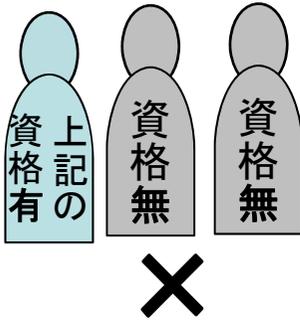
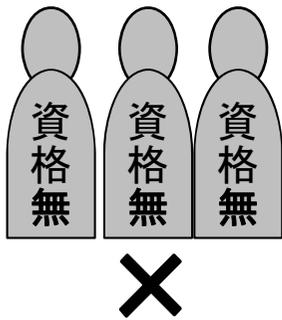
近年に変更された主な事項（実施要項）

担当技術者の資格要件の緩和

▶ 河川巡視支援

H30～

1. 予定担当技術者のうち1名以上が、以下のいずれかの資格等を有する場合、別の予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。その他の予定担当技術者については資格要件のいずれかの資格を有すること。
 - ・ 河川維持管理技術者
 - ・ 河川点検士

事例				
----	--	---	--	--

2. 予定管理技術者が、河川維持管理技術者の資格を有する場合、複数の配置予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。その他の予定担当技術者については、資格要件のいずれかの資格等を有すること。

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

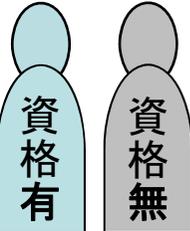
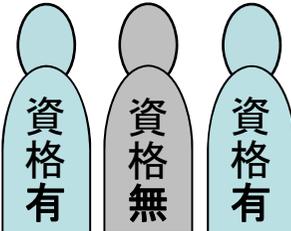
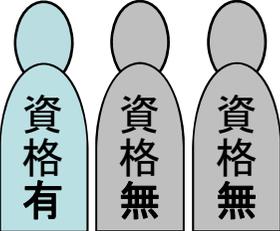
近年に変更された主な事項（実施要項）

担当技術者の資格要件の緩和

➤ ダム管理支援業務

H30～

1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、**1名のみ**資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

事例	 資格有 	 資格有 資格無 	 資格有 資格無 資格有 	 資格有 資格無 資格無 	 資格無 
----	---	---	---	---	---

担当技術者の資格要件の緩和

➤ 河川許認可審査支援

H30～

1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、**1名が資格要件を満たしていれば良い**ものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は、**1/3（人）を下回らないこと**。

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

近年に変更された主な事項（実施要項）

担当技術者の資格要件の緩和

➤ 道路許認可審査・適正化指導

H30～

1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、**1名が資格要件を満たしていれば良いものとする**。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は、**1／5（人）を下回らないこと**。

※「特殊車両通行許可審査業務」及び「特殊車両の通行に係る指導取締り」は**1／3（人）**

事例	資格有 資格無 資格有	資格有 資格無 資格無	資格有 資格無 資格無 資格無 資格無 資格無	資格無 資格無
	○	○	×	×

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

近年に変更された主な事項（実施要項）

担当技術者の資格要件の緩和

➤ 積算技術業務、技術審査業務

H27～

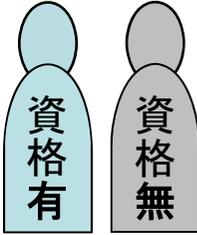
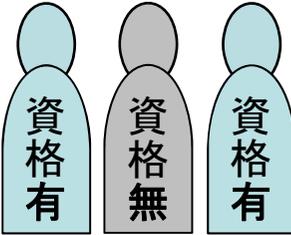
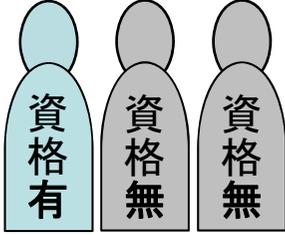
1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、**1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能**とする。

業務従事者の資格要件の緩和

➤ 用地補償総合技術業務

H27～

業務従事者を複数名配置する場合、**1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能**とする。

事例	 資格有	 資格有 資格無	 資格有 資格無 資格有	 資格有 資格無 資格無	 資格無
	○	○	○	×	×

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

近年に変更された主な事項（実施要項）

担当技術者の資格要件の緩和

➤ 用地補償総合技術業務

H27～

実務経験・指導監督の実務経験の期間を緩和（短縮）

- ・ 公共用地交渉等の **5年以上** の実務経験・ **3年以上** の指導監督の実務経験
- ・ 補償業務全般に関する指導監督の実務経験 **5年以上** ・ 実務経験 **10年以上**

管理技術者・担当技術者の資格要件の緩和

➤ ダム管理支援業務

H26～

- ・ 管理技術者及び担当技術者の資格要件に、**河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者**を追加

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

○競争参加資格申請書等に関するヒアリングについて

ヒアリングについては、過年度の業務の応札状況により、**ヒアリングを実施する方が適切に評価できると考えられる場合は、実施することを可能とする。**

ヒアリングを実施する場合は、配置予定管理技術者1名に対して、以下の内容を確認することとする。

- **発注者支援業務**
- **公物管理補助業務**

- ・ 配置予定管理技術者の経歴について
- ・ 配置予定管理技術者の業務実績について
- ・ 実施方針について
- ・ 技術提案について

- **調査設計資料作成業務**

- ・ 配置予定管理技術者の経歴について
- ・ 配置予定管理技術者の業務実績について
- ・ 実施方針について

2. 令和2年度発注者支援業務等のポイント

平成25年度～

○暴力団排除に関する規定の運用要領

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領」が平成24年7月12日付で改正され、暴力団関係者の有無について「応札参加者全て」から「**落札予定者1者**」について、警察庁へ照会することになった。

よって、4月1日より履行が必要な発注者支援業務等は、開札を「2月中旬」とする。

- ・「**工事監督支援業務**」及び「**公物管理補助業務**」のスケジュール
公告：12月中旬 【原則、年内（令和元年）】
開札： 2月中旬
契約： 4月1日

※警察庁に照会してから回答までは、概ね20日程度を要する。

3. 令和2年度発注者支援業務等の契約方針

1. 応募要件等

- 平成26年度に実施したアンケート結果を踏まえ、更なる民間参入促進の観点から、**業務実績期間の拡大、管理技術者における同種業務実績の拡大、技術者確保のための一部の業務について、管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和**を平成27年度より実施。
 - (1) **企業及び管理技術者に求める実績要件**
(11、12頁に記載のとおり)
 - (2) **管理技術者及び担当技術者等に求める資格要件**
(13～18頁に記載のとおり)
 - (3) **中立性要件**
 - 発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の受注者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要な中立性要件を付する。
 - (4) **管理技術者の直接的雇用関係**
 - 企業と管理技術者の直接的雇用関係について、履行期間中の直接雇用関係を求める要件とする。
(※直接的雇用関係が確認できる資料の写しを添付すること。)

3. 令和2年度発注者支援業務等の契約方針

2. 契約条件の設定

(1) 設計共同体

- ・ 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成23年度より設計共同体による業務参加を拡大導入しており、令和2年度も同様な業務の区分を設計共同体として認めている。次ページに詳細の区分があります。

(2) 国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

- ・ 平成23年度より導入している「複数年度契約」については、令和2年度も継続し導入する。

発注者支援業務・・・実施可能な業務にて複数年度契約を導入。

公物管理補助業務・・・実施可能な業務にて複数年度契約を導入。

用地補償総合技術業務・・・実施可能な業務にて複数年度契約を導入。

※調査設計資料作成業務や施工プロセス検査・施工体制調査業務等は、複数年契約は認められていません。すべて単年度契約です。

3. 令和2年度発注者支援業務等の契約方針

設計共同体として認める業務の区分

対象業務	分担できる業務の区分		
発注者支援業務	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械／公園 等	
	工種による区分	・維持修繕／改築 等	
	区域による区分	・出張所単位（監督官単位） ・河川単位 ・道路路線単位 等	
公物管理補助業務（全般）	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械 等	
	区域による区分	・出張所単位 ・河川単位 ・道路路線単位 等	
	ダム管理支援	業務内容による区分	・下流放流区間巡回／ダム操作業務 等
	堰・排水機場等管理支援	区域による区分	・施設単位 等
	河川許認可審査支援	業務内容による区分	・占用申請等の審査受付／現地での占用状況等確認 等
道路許認可審査・適正化指導	業務内容による区分	・占用申請等の審査受付／現地立会／特車申請の審査及び指導取締り 等	
用地補償総合技術業務	業務内容による区分	・道路／河川 等	
	区域による区分	・河川単位 ・道路路線単位 等	

3. 令和2年度発注者支援業務等の契約方針

3. スケジュール(案)

「工事監督支援」 及び 「公物管理補助」	左記以外の 発注者支援業務等	「行政事務補助業務」 及び 「施工プロセス検査・施工 体制調査業務」
■ 発注の見通しの公表 ※ 12月上旬を予定（各事務所にて閲覧、PPI、HP公表（記者発表）予定）		
■ 入札手続開始の公告 ※ 12月下旬を予定	■ 入札手続開始の公告 ※ 1月中旬を予定	■ 入札手続開始の公告 ※ 1月中旬を予定
■ 入札・開札 ※ 2月中旬を予定	■ 入札・開札 ※ 3月上旬を予定	■ 入札・開札 ※ 3月上旬を予定
■ 暴力団関係者の有無について警察への照合		—
■ <u>4月1日契約</u> 履行開始	■ <u>4月2日以降契約</u> 履行開始	■ <u>4月1日契約</u> 履行開始

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

1) 参加資格要件

(ア) 単体の場合

- ① 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。別途、誓約書等の提出が必要となる。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- ④ 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑦ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

※用地関係業務は、入札説明書による。

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

(イ) 設計共同体の場合

- ① (ア)に掲げる条件を満たしている者により構成されていること。
- ② 業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、関東地方整備局長から業務に係る設計共同体として競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格確認申請書の提出者に対する要件

(ア) 中立・公平性に関する要件

<発注者支援業務>

業務区分	要件
積算技術	<ul style="list-style-type: none">・ 工事に関する参加資格要件 業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。
工事監督 支援	<ul style="list-style-type: none">・ 工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。
技術審査	

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件

<公物管理補助業務（その1）>

業務区分	要件
河川巡視支援	<ul style="list-style-type: none"> ・参加資格要件
河川許認可審査支援	<p>業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等に関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</p>
ダム管理支援	<ul style="list-style-type: none"> ・参加資格要件 <p>①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</p> <p>②業務対象区間の占有者及び占有者等と資本面・人事面等に関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） <p>本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面での関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</p>

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理補助業務（その2）>

業務区分	要件
堰・排水機場等 管理支援	要件を付さない
道路許認可審査・ 適正化指導	<p>・参加資格要件</p> <p>本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。</p>

<発注者支援業務等>

業務区分	要件
用地補償総合技術	<p>・参加資格要件</p> <p>入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。 2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

<行政事務補助業務>

業務区分	要件
調査設計 資料作成	<p>・参加資格要件</p> <p>業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注業務に参加している者及びその発注業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。</p>

業務区分	要件
用地調査点 検等技術 裁決申請等 関係資料作 成整理等 災害復旧用 地関係資料 作成整理等	<p>・参加資格要件</p> <p>【用地調査点検等技術業務・災害復旧用地関係資料作成整理等業務のみ】</p> <p>1) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中、<u>本業務の履行箇所に係る（災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、「本業務の対象となる〇〇事業に係る」と読替え）</u>他の用地調査等業務の入札に参加してはならない。</p> <p>また、本業務の履行期間に<u>本業務の履行箇所に係る（災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、「本業務の対象となる〇〇事業に係る」と読替え）</u>用地調査等業務がある業務を受注している者及びその者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務を受注することはできない。ただし、（略）本業務における権利者に対する適正な補償の確保に影響を与えない業務である場合にはこの限りではない。</p> <p>【3業務共通】</p> <p>2) 入札に参加しようとする者は、<u>本業務の履行場所に係る（裁決申請等関係資料作成等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、「本業務の対象となる〇〇事業に係る」と読替え）</u>被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと。</p> <p>①会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。</p> <p>②入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。</p>

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

(イ) 業務実施体制に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者は、関東地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。

例）	・ 発注者支援業務	→	関東地方整備局管内
	・ 公物管理補助業務	→	〇〇県内、関東地方整備局管内
	・ 行政事務補助業務	→	関東地方整備局管内

- ・ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・ 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

(ウ) 業務実績に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成**17**年度以降に完了した以下に示す業務（**令和元年**度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（**本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない**）の場合は実績として認めない。

[実績の対象となる発注機関]

- ・ 国の機関
- ・ 特殊法人等
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公社
- ・ 公益法人
- ・ 大規模な土木工事を行う公益民間企業

※用地関係は、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者。

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

競争参加資格確認申請書の提出者に求める業務実績

【企業】

業務内容	発注者支援業務 (積算業務、技術審査、工事監督支援)	公物管理補助業務 (河川巡視、河川許認可、ダム管理、堰・排水機場管理、道路許認可)	用地事務補助 用地補償総合技術	行政事務補助業務		工事監督支援業務に準じる業務 施工プロ・施工体制
				調査設計資料作成	用地調査点検等・裁決申請・災害復旧	
求める業務実績						
発注者支援業務	●	●		●		●
公物管理補助業務	●	●		●		●
CM業務	●	●		●		●
PFI事業技術アドバイザー業務	●	●		●		●
土木設計業務	●	●		●		●
調査検討・計画策定業務	●	●		●		●
管理施設調査・運用・点検業務	●	●		●		●
測量業務	●	●		●		●
地質調査業務	●	●		●		●
施工プロセス検査・施工体制調査業務						●
行政事務補助業務(調査設計資料作成業務)				●		
補償コン登録規程に定めるいずれかの業務			●		●	

※詳細については、各業務の入札説明書による

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(ア) 配置予定管理技術者の資格等

<土木工事が相当程度含まれる場合>

業務種別	資格要件
<ul style="list-style-type: none">・ 工事監督 支援・ 技術審査・ 積算技術	<ul style="list-style-type: none">● 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）● 1級土木施工管理技士● 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者● (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者● RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

<電気通信設備工事のみの場合>

業務種別	資格要件
<ul style="list-style-type: none">・ 工事監督・ 支援・ 積算技術	<ul style="list-style-type: none">● 技術士（総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門）● 1級電気施工管理技士● 1級電気通信工事施工管理技士● (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者● RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

＜造園工事が相当程度含まれる場合＞

業務種別	資 格 要 件
<ul style="list-style-type: none">• 工事監督支援• 積算技術	<ul style="list-style-type: none">● 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）● 1級土木施工管理技士● 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者● （一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者● RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）● 1級造園施工管理技士

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理（河川関係）の場合>

業務種別	資 格 要 件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川巡視支援 ・ 河川許認可審査 ・ ダム管理支援 ・ 堰・排水機場管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・ 1級土木施工管理技士 ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ・ 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者 ・ その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 <p><u><ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者 <p><u><ダム管理支援にのみ以下の資格を追加></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 <p><u><業務内容に堰・排水機場管理支援が相当程度含まれる場合は以下の資格を追加></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級ポンプ施設管理技術士を有し、同種・類似業務の経験を5年以上有する者 <p><u><河川巡視支援にのみ以下の資格を追加></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断） <p><u><河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川維持管理技術者

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理（道路関係）の場合>

業務種別	資格要件
・道路許認可 審査・適正化 指導	<ul style="list-style-type: none">● 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）● 1級土木施工管理技士● 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者● RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）● 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者● 道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者● その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

<用地補償総合技術業務の場合>

(予定主任担当者)

業務種別	資 格 要 件
・用地補償総合技術	<ul style="list-style-type: none">● 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者● 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者● 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者● 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士● 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

- 予定管理技術者は、平成**17**年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（**令和元年**年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

ただし業務成績が60点（**本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない**）未満の場合は実績として認めない。

- 業務実績には、平成**17**年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験の他、出向又は派遣、再委託により行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

予定管理技術者に必要とされる同種・類似業務の実績(1)

【 凡例 : 同種● 類似○ 】

求める業務実績	業務内容	発注者支援業務		行政事務 補助業務 (調査設計 資料作成)	工事監督 支援業務に 準じる業務 (施工プロ・ 施工体制)
		※電気通信設備 工事のみを除く (積算業務/ 技術審査/ 工事監督支援)	※電気通信 設備工事 (積算業務/ 工事監督支援)		
	発注者支援業務	●		●○	●○
	発注者支援業務(電気通信設備工事)		●		
公物管理補助業務	河川	○	○	○	○
	河川・ダム				
	道路	○	○	○	○
	CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務	○	○	○	○
	土木設計における概略・予備・詳細設計業務	○		○	○
	電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務		○		
	土木工事(監理技術者)	○		○	○
	電気通信設備工事(監理技術者)		○		
	施工プロセス検査・施工体制調査業務				●○
	行政事務補助業務(調査設計資料作成業務)			●○	

実績を認める発注機関等の詳細は、各業務の入札説明書を確認すること

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

予定管理技術者に必要とされる同種・類似業務の実績(2)

【 凡例 : 同種● 類似○ 】

業務内容		公物管理補助業務				
		河川 巡視	河川 許認可	ダム 管理	堰・ 排水機	道路 許認可
求める業務実績						
発注者支援業務		○	●○	○	○	●
発注者支援業務(電気通信設備工事)						
公物管理補助業務	河川	●	●○		●	
	河川・ダム			●○		
	道路					●
CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務						●
調査検討・計画策定業務	河川	○	○		○	
	河川・ダム			○		
管理施設調査・運用・点検業務	河川	○	●○		○	
	河川・ダム			○		
	道路					●
土木設計における予備・詳細設計業務	河川	○	○		○	
	河川・ダム			○		
土木設計における概略・予備・詳細設計業務(道路)						○
電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務						
土木工事(監理技術者、主任技術者)		○	○	○	○	○
電気通信設備工事(監理技術者)						
施工プロセス検査・施工体制調査業務						
行政事務補助業務(調査設計資料作成業務)						

実績を認める発注機関等の詳細は、各業務の入札説明書を確認をすること

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

予定主任担当者が必要とされる同種・類似業務の実績

【主任担当者】

【凡例：同種● 類似○】

業務実績	対象業務	用地総合	点検	裁決	災害
発注者支援等	◆用地補償総合技術業務	●	●	●	●
補償コンサルタント業務	◆用地補償技術(補助)業務	●	●	●	●
	◆用地調査点検等技術業務	○	●	●	●
	◆用地関係資料作成整理等業務	○	●	●	●
	◆裁決申請等関係資料作成整理等業務	○	○	●	●
	◆災害復旧用地関係資料作成整理等業務	○	○	●	●
	◆土地調査部門業務(用地測量)	○	○	○	○
	◆土地評価部門業務	○	○	○	○
	◆物件部門業務	○	○	○	○
	◆機械工作物部門業務	○	○	○	○
	◆営業補償・特殊補償部門業務	○	○	○	○
	◆事業損失補償部門業務	○	○	○	○
	◆補償関連部門業務	●○(注)	●	●	●

注：同種（●）は補償説明業務、類似（○）はそれ以外の業務

※実績を認める発注機関等の詳細は、各業務の入札説明書を確認のこと

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

(ウ) 直接的雇用関係

- **配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。**
- **直接的雇用関係が確認できる資料を添付することとする。**
- **競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。**

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

(エ) 手持ち業務量①

- ・ 予定管理技術者は、令和2年4月1日（令和2年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和2年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。
- ・ ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任担当者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。
- ・ 令和2年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

(エ) 手持ち業務量②

- ・ 業務の履行期間中は予定管理技術者の手持ち業務量が契約額4億円未満、件数で10件（令和2年4月1日現在（令和2年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。 その上で、業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から3)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の制限を超えない者

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

4) 配置予定担当技術者に対する要件

(ア) 配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

業務種別	資格要件
工事監督支援 技術審査 積算技術	<ul style="list-style-type: none">● 技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門)● 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士● 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者● (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工物品質確保技術者(Ⅰ)、(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者● RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)● 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上のもの● 河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者

※担当技術者の資格要件の緩和措置については16頁のとお

※ 競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。

特記仕様書と整合を図る。

電気通信設備、機械設備、営繕、造園工事、管工事が含まれる場合は、上記の他別途資格が追加されるため、詳細は各業務の入札説明書による。

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

(イ) 配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

業務種別	資格要件
<ul style="list-style-type: none"> ・河川巡視支援 ・河川許認可審査 ・ダム管理支援 ・堰・排水機場管理 <p>※担当技術者の資格要件の緩和措置については12～14、17頁のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・技術士補（建設部門） ・一級又は、二級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ・予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上（複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する）の者 <ul style="list-style-type: none"> ・河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 <p>＜ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者 <p>＜ダム管理支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 <p>＜河川巡視支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断） <p>＜河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川維持管理技術者、河川点検士

※ 競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。
 特記仕様書と整合を図る。
 詳細は各業務の入札説明書による。

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

(ウ) 配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

業務種別	資格要件
<p data-bbox="230 373 521 539">道路許認可 審査・適正化 指導</p> <p data-bbox="259 970 528 1185">※担当技術者の 資格要件の緩和 措置については15頁の とおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="595 373 1951 416">● 技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門) <li data-bbox="595 440 1563 483">● 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士 <li data-bbox="595 507 1995 603">● 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 <li data-bbox="595 627 1525 722">● RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る) <li data-bbox="595 730 2002 922">● 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上(複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する)のもの <li data-bbox="595 946 1778 989">● 道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 <li data-bbox="595 1013 1944 1109">● 道路もしくは河川関係の技術的行政経験、又は、道路交通行政経験を10年以上有する者

※ 競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。
特記仕様書と整合を図る。
詳細は各業務の入札説明書による。

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

(オ) 配置予定担当技術者及び予定業務従事者の業務実施上必要な資格

業務種別	資格要件
<p data-bbox="219 437 483 533">用地補償総合技術業務</p> <p data-bbox="228 970 474 1235">※担当技術者の資格要件の緩和措置については16、17頁のとおり</p>	<p data-bbox="533 373 797 421">(担当技術者)</p> <ul data-bbox="519 443 2033 1066" style="list-style-type: none"> ● 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者 ● 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者 ● 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者 ● 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 ● 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 <p data-bbox="533 1088 797 1136">(業務従事者)</p> <ul data-bbox="519 1158 2033 1254" style="list-style-type: none"> ● 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者(行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員の別を問わない) <p data-bbox="533 1276 1052 1324">(担当技術者・業務従事者)</p> <ul data-bbox="519 1347 2033 1442" style="list-style-type: none"> ● 配置予定技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

(カ) 配置予定担当技術者及び予定業務従事者の業務実施上必要な資格

業務種別	資格要件
<p>用地調査点検等技術業務</p> <p>裁決申請等関係資料作成整理等業務</p> <p>災害復旧用地関係資料作成整理等業務</p>	<p>(担当技術者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員の別を問わない）。 ● 配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。 ● 本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係があること。 <p>(業務従事者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員の別を問わない）。 ● 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。 <p>※裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、担当技術者のみ</p>

4. 令和2年度発注者支援業務等における要件等

5) 総合評価項目等

①配置予定担当技術者の経験について評価する。

同種又は類似業務の実績のある担当技術者を配置予定の場合は、総合評価において優位に評価する。

②履行確実性評価の導入

調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性の評価を追加する。

予定価格が1,000万円を超える業務を対象とする

5. その他

1. 業務に必要な物品・消耗品等

業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備する。

※在庁型の業務について、受注者が、パソコン、プリンター、ソフト等を用意する必要がある場合は、特記仕様書に明記し、事務用品費として使用経費を積算（積上）計上すること。

2. 予定価格の作成にあたって適用する技術者単価について

予定価格作成に使用する単価は、入札書提出期限日時点の単価を適用します。

※関東地方整備局のHPに設計業務委託等技術者単価の取扱について掲載する予定ですのでご注意ください。

5. その他

3. 情報提供について

関東地方整備局で発注される発注の見通しは、下記ホームページに掲載されています。

URL : <http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>

令和2年度 発注者支援業務等の評価基準一覧①

評価項目			業務分野別の評価基準			総合評価 (標準型)
			工事監督支援	積算技術	技術審査	
管理技術者	資格要件	技術者資格等	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)、公共工物品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)、公共工物品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)、公共工物品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)、公共工物品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)、公共工物品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ②3
	専門技術力	業務執行技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。			①5 ②3
	情報収集力	地域精進度	①事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)			①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0
担当技術者等の経験	予定担当技術者等の専門技術力	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外	※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。		①5 ②3 ③0	
実施方針等	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			10	
	実施体制	下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者(管理技術者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。			20	
技術提案	本業務における留意点	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。			20
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			10

令和2年度 発注者支援業務等の評価基準一覧②

評価項目			業務分野別の評価基準				総合評価 (標準型)
			河川巡視支援	河川許認可審査支援	ダム管理支援	堰・排水機場等管理支援	
管理技術者	資格要件	技術者資格等	<p>①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・国土交通省登録技術者資格(施設分野:堤防・河道-業務:点検・診断) ・河川維持管理技術者 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・一級土木施工管理技士 ・河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</p> <p>②・RCCM又はRCCMと同等のの能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者</p>	<p>①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・河川維持管理技術者 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・一級土木施工管理技士 ・河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</p> <p>②・RCCM又はRCCMと同等のの能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者</p>	<p>①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を修了した者 ・1級土木施工管理技士 ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者</p> <p>②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者</p>	<p>①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・河川維持管理技術者 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を修了した者 ・1級土木施工管理技士 ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</p> <p>②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者</p>	①5 ②3
	専門技術力	業務執行技術力	<p>①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。</p>				①5 ②3
	情報収集力	地域精通度	<p>①事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)</p>				①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0

担当技術者等の経験	資格要件	技術者資格等	<ul style="list-style-type: none"> ①・技術士(総合技術管理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・国土交通省登録技術者資格(施設分野:堤防・河道-業務:点検・診断) ・河川維持管理技術者 ・河川点検士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・一級土木施工管理技士 ・河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 	—	—	—	①2 ②1	—	
	専門技術力	業務執行能力等	<ul style="list-style-type: none"> ②・技術士補 ・二級土木施工管理技士 ・土木学会二級土木技術者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を10年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 ※1 	—	—	—	①3 ②2 ③0	—	
	予定担当技術者の専門技術力	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※2 	—	①5 ②3 ③0
実施方針等	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。					10		
	実施体制	下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者(管理技術者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。					20		
技術提案	本業務における留意点	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。					20	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。					10	

※1 複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。

※2 複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された(「調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務」に従事する予定担当技術者を除く)予定担当技術者の上位1名の評価値とする。

※3 複数の予定担当技術者及び予定業務従事者が申請された場合は、全ての予定担当技術者及び予定業務従事者の上位1名の評価値とする。

令和2年度 発注者支援業務等の評価基準一覧③

評価項目			業務分野別の評価基準		
			道路許認可審査・適正化指導	用地補償総合技術	総合評価 (標準型)
管理技術者 主任担当者 (用地補償)	資格要件	技術者資格等	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 ・道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者	①・公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者 ・補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者 ・補償業務管理者(総合補償部門) ・補償業務管理士(総合補償部門) ・補償業務管理士(総合補償部門を除く7部門) ②補償業務管理士(土地調査、土地評価、物件、補償関連を含む4部門以上)	①5 ②3
	専門技術力	業務執行技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①・同種業務の実績がある。 ・土地調査、土地評価、物件及び補償関連の4部門すべての業務について実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	①5 ②3
	情報収集力	地域精進度	①事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)		①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0
担当技術者等の経験	資格要件	技術者資格等	—	—	—

	専門技術力	業務執行能力等	—	—	—
	予定担当技術者の専門技術力		① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※1	① 過去15年間に於いて、本業務の補償対象と同種の補償について調査又は補償金算定に関する業務の実績がある。 ③ ①以外 ※3	①5 ②3 ③0
実施方針等	業務理解度		業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		10
	実施体制		下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者(管理技術者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。	下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者・業務従事者(主任担当者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者・業務従事者の技術力の確保及び向上に向けた取組が具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者・業務従事者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者・業務従事者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。	20
技術提案	本業務における留意点	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。		20
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		10

※1 複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。

※2 複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された(「調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務」に従事する予定担当技術者を除く)予定担当技術者の上位1名の評価値とする。

※3 複数の予定担当技術者及び予定業務従事者が申請された場合は、全ての予定担当技術者及び予定業務従事者の上位1名の評価値とする。

令和2年度 発注者支援業務等の評価基準一覧④

評価項目			業務分野別の評価基準								
			調査設計資料作成業務	総合評価 (簡易型)	用地調査点検等技術業務	総合評価 (簡易型)	裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務	総合評価 (簡易型)	施工プロセス検査・施工体制調査業務	総合評価 (標準型)	
予定管理技術者 予定主任担当者 (用地調査のみ)	資格要件	資格	①・技術士(建設部門又は総合技術監理部門-建設) 一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(社)全日本建設技術協会による公共工事業品質確保技術者(I)又は公共工事業品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①10 ②6	①補償業務管理者又は補償業務管理士(補償関連部門、総合補償部門、土地調査部門又は物件部門) ②補償関連部門、総合補償部門、土地調査部門又は物件部門に係わる補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者(ただし、総合補償部門にあっては、補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者であって、5年以上の指導監督の実務経験を有する者)	①10 ②6	①補償業務管理者又は補償業務管理士(補償関連部門、総合補償部門、土地調査部門又は物件部門) ②補償関連部門、総合補償部門、土地調査部門又は物件部門に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者	①10 ②6	①・技術士(建設部門又は総合技術監理部門-建設) 一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(社)全日本建設技術協会による公共工事業品質確保技術者(I)又は公共工事業品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ②3	
		専門技術力	実績	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①10 ②6	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①10 ②6	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①10 ②6	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①5 ②3
			業務成績	—	—	—5	—5	—	—	—	—
			優良表彰	—	—	①5 ②0	①5 ②0	—	—	—	—
			情報収集力 地域精 通度	①事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)	①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0	①事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)	①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0	①事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)	①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0	①事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)	①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0
		予定担当技術者等の経験	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。	①5 ②3 ③0	—	—	—	—	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。	①5 ②3 ③0	
実施方針等	業務理解度		—	20	—	10	—	20	—	10	
	実施体制		—	30	—	15	—	30	—	20	
技術提案	本業務における留意点	的確性	—	—	—	15	—	—	—	20	
		実現性	—	—	—	10	—	—	—	10	